


所管部課		福祉部 高齢介護課		部長		吉沢 寿子		
件名		東大和市老人ホーム入所措置等に関する規則の一部を改正する規則について						
		区分	○	1. 審議事項		2. 報告事項		
関係事項	条例							
	規則							
	部課							
	機関							
<p>1 要旨</p> <p>租税特別措置法等の一部改正に伴い、扶養義務者費用徴収基準の備考に引用している条文にずれが生じたため、一部の改正を行いたい。</p> <p>2 改正点</p> <p>別表第2（第11条関係）備考1、2中の引用している条を改正し、あわせて文言整理を行うものである。</p> <p>3 施行日</p> <p>公布の日の施行とする。</p>								
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>規則案文については、文書課の事前審査済。</p>								
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>								
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議付議後、速やかに起案の事務を進めたい。</p>								
<p>5. 審議結果</p>								

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。